

## 諸手当可否表

		扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当
定員内職員	指定職俸給表適用者	×	×	○	○
	上記以外	○	○	○	○
再雇用職員		×	×	○	×
特定有期雇用教職員	特定医療技術職員、年俸制でない特定教員(注1)	○	○	○	○
	上記以外	×	×	×	×
有期雇用教職員	医員、医員(研修医)	×	×	○ 注2	×
	上記以外	×	○ 注3	○ 注2	×
時間雇用教職員	法科大学院特別教授/准教授、専門職大学院特別教授/准教授	×	×	×	×
	上記以外	×	×	○	×
外国人教師、外国人研究員		×	×	○	×
役員	常勤	×	×	○	○
	非常勤	×	×	○	×

注1:平成20年達示第8号による改正前の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号に掲げる特定教員(年俸制でない)をいう。

注2:契約期間が1月以上ある場合に限る。

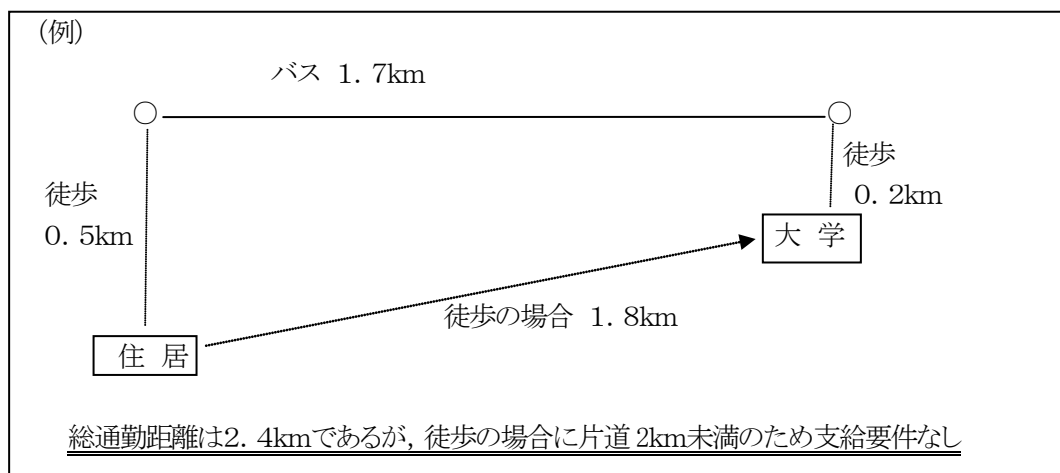
注3:契約期間が3月以上ある場合に限る。

# 通勤手当

## (1)支給要件について

通勤のため、交通機関(運賃を負担する場合に限る。)、自動車、自転車等を利用し、かつ、住居から大学までの徒歩による通勤距離が片道2km以上(歩行することが困難な教職員等については、2km以上であることを要しない。)であること。

なお、通勤とは住居と大学を往復することをいい、仮住まいのホテル等(1月以上居住する予定のもの(同じ契約内であれば別室・別棟可)で、生活の拠点と見なしうる場合を除く。)は住居とみなせないため、当該ホテル等から大学までの往復は、通勤行為にはあたらない。



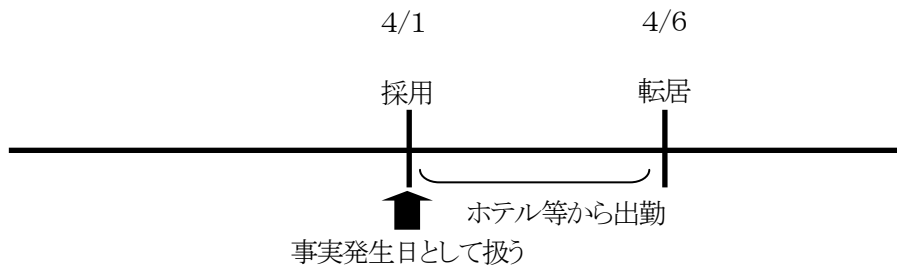
## (2)届出が必要な場合について

次に該当するときは届出を要し、事実が生じた日後速やか(※15日以内)に届出すること。

- 採用された場合又は異動等をした場合
- 転居した場合
- 通勤経路又は方法を変更した場合
- 運賃等の負担額の変更があった場合(運賃の改正については近畿圏外・小規模な交通機関の場合)
- その他(時間雇用教職員で通勤手当の支給可否が「可」となった場合、耐震工事等により勤務場所が移転した場合、学生になった場合、学生でなくなった場合等)

※異動(採用及び出向含む)に伴う転居の事実発生日の取り扱いについて

発令日当初は支給要件を満たしていなかったが、6日以内に転居して支給要件を満たした場合、発令日を事実発生日として扱う。



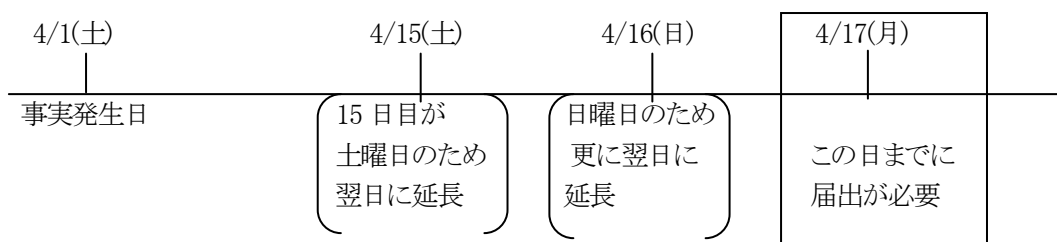
※15日以内の計算方法について

届出に係る15日の計算は、事実が生じた日の翌日(その事実が午前零時に生じた時はその日)から起算し、15日目が休日等(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日、創立記念日(6月18日)及び夏季休業日をいう。)に当たるときは、その翌日まで延長される。

- ・事実発生年月日の翌日から起算・・・b(転居日に転居後の住居から出勤した場合)、c
- ・事実発生年月日から起算・・・a, b(転居日の翌日以降に転居後の住居から出勤した場合)、d, e

(例)4月1日(土)採用の場合

15日目が土曜日に該当しその翌日に延長されるが、その日も日曜日のため、17日(月)まで延長される。



※ 転居の場合の事実発生年月日は、転居日の翌日(ただし、転居日に転居後の住居から出勤した場合は転居日)となる。

### (3)支給額について

通勤手当の額は、運賃、時間、距離等を考慮し、最も経済的かつ合理的な通常の通勤経路・方法に基づいて支給する。ただし、1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円を支給する。

A. 交通機関等利用の場合(支給上限:1か月 55,000円)

- ・鉄道・・・6か月定期券の価額を6で除した価額(端数切上げ)
  - ・バス・・・回数券又はバスカードによる1か月当たり通勤21回分の価額
- ただし、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合は、鉄道の場合と同様

なお、以下の教職員については、定期券は1か月の価額となる。

再雇用職員、特定有期雇用教職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員(※)、外国人教師、外国人研究員

※ 時間雇用教職員で、1か月当たりの平均通勤所要回数が21回未満の場合は、1か月定期券の価額と回数券又はバスカードによる1か月当たりの価額を比較し、経済的な券種による。

B. 自動車, 自転車, バイク等利用の場合(片道の使用距離に応じた額)

5 km未満	2,000 円	35 km以上 40 km未満	18,500 円
5 km以上 10 km未満	4,100 円	40 km以上 45 km未満	20,900 円
10 km以上 15 km未満	6,500 円	45 km以上 50 km未満	21,800 円
15 km以上 20 km未満	8,900 円	50 km以上 55 km未満	22,700 円
20 km以上 25 km未満	11,300 円	55 km以上 60 km未満	23,600 円
25 km以上 30 km未満	13,700 円	60 km以上	24,500 円
30 km以上 35 km未満	16,100 円		

※ 時間雇用教職員で、1 か月当たりの平均通勤所要回数が21回未満の場合でも上記の額となる。

C. 交通機関等と自動車・自転車等の併用利用の場合(支給上限:1 か月 55,000 円)

- (ア) 自動車等の使用距離が片道2km以上の場合  
交通機関等の額 + 自動車等の額
- (イ) 自動車等の使用距離が片道2km未満の場合  
交通機関等の額

#### (4)新幹線鉄道, 高速自動車国道等の利用者について

新幹線鉄道, 高速自動車国道等を利用する教職員で、下記の要件を満たす教職員については、「(3)支給額について」で算出された額に新幹線鉄道, 高速自動車国道等に係る手当額を加算した額を通勤手当として支給する。

(ア) 適用の要件(①から⑤までのすべてを満たす場合)

- ① 学内異動, 勤務地の移転又は人事交流による採用・出向があったこと
- ② 地域を異にする勤務地に在勤することとなったこと
- ③ 上記①の学内異動等の直前の住居から通勤すること
- ④ 新幹線鉄道, 高速自動車国道等を利用しない場合に, 通勤が困難(通勤距離が 60km以上若しくは通勤時間が 90 分以上等)であること
- ⑤ 新幹線鉄道, 高速自動車国道等の利用により通勤時間が 30 分以上短縮されること

(イ) 手当額

新幹線鉄道, 高速自動車国道等の利用に係る額の2分の1相当額(支給上限:1 か月 20,000 円)

(ウ) その他

上記(ア)を満たす教職員との均衡者として認められる場合, 新幹線鉄道, 高速自動車国道等に係る手当額を支給する。

#### (5)支給の始期, 終期及び支給額の改定について

- (ア) 支給の始期(採用, 転居等により新たに支給要件を満たした場合)  
・事実発生年月日から 15 日以内に届出の場合

- 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から支給
- ・事実発生年月日から 15 日経過後に届出の場合
- 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から支給

(イ) 支給の終期(退職, 転居等により支給要件を喪失した場合)

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月(その日が月の初日の場合は, 前月)まで支給

(ウ) 支給額の改定(学内異動, 転居等により支給額が改定される場合)

a. 増額改定の場合

- ・事実発生年月日から 15 日以内に届出の場合
- 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定
- ・事実発生年月日から 15 日経過後に届出の場合
- 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

b. 上記 a. 増額改定の場合以外の場合

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

c. 扶養親族である子が満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日を迎えた場合

当該4月から改定

(エ) 出張, 休暇, 休職等のため月に1日も通勤しない場合は, 通勤手当は支給できない。

## (6)支給日について

支給月又は改定月(有期雇用教職員及び時間雇用教職員については, その翌月)の俸給支給日(ただし, 給与計算に間に合わない場合は, 翌月以降の俸給支給日において複数月分を調整のうえ支給)